

## 第 13 回国立国会図書館契約等監視委員会議事概要

開催日及び形式	令和 5 年 6 月 1 日（木）14 時 00 分～16 時 00 分 Web 会議システムによるオンライン開催	
委員長及び委員	委員長 石田 晴美（文教大学経営学部教授、公認会計士） 委員 稲垣 隆一（弁護士） 委員 木村 琢磨（千葉大学大学院社会科学研究院教授） 委員 布施 伸枝（公認会計士）	
議事の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札及び契約に係る手続の運用状況の報告</li> <li>・ 抽出結果の報告</li> <li>・ 抽出案件の説明及び審議</li> </ul>	
審議対象契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	
抽出案件	5 件	（備考）総数 266 件
競争入札（工事）	2 件	契約件名：国立国会図書館京都宿舍共用部照明改修工事（令和 4 年度） 契約相手方：旭電設株式会社 契約金額：2,640,000 円 契約締結日：令和 4 年 9 月 20 日 担当部局：関西館総務課
		契約件名：関西館本館自動制御設備リモートユニット更新工事（令和 4 年度） 契約相手方：柳生設備株式会社 契約金額：224,400,000 円 契約締結日：令和 4 年 12 月 21 日 担当部局：関西館総務課
	2 件	契約件名：プリンタ（エプソン製）用インクパック等の購入 契約相手方：株式会社 BGS 契約金額：2,097,150 円（単価契約） 契約締結日：令和 4 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課
競争入札（物品役務）	2 件	契約件名：図書館資料（雑誌）のデジタル化 1 式 契約相手方：三井倉庫ビジネスパートナーズ株式会社 契約金額：46,468,400 円（単価 59 円/1 コマ） 契約締結日：令和 4 年 4 月 4 日 担当部局：総務部会計課
		契約件名：国立国会図書館サービス基盤情報システム（NDLNET7 及び職員用端末機器等）1 式の導入等作業 契約相手方：株式会社インターネットイニシアティブ 契約金額：247,456,000 円 契約締結日：令和 4 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課
随意契約（物品役務）	1 件	契約件名：国立国会図書館サービス基盤情報システム（NDLNET7 及び職員用端末機器等）1 式の導入等作業 契約相手方：株式会社インターネットイニシアティブ 契約金額：247,456,000 円 契約締結日：令和 4 年 4 月 1 日 担当部局：総務部会計課
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告	なし	

## 別紙

主な意見・質問	回答等
<b>【国立国会図書館京都宿舍共用部照明改修工事（令和4年度）】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が著しく低いですが本件工事の予定価格の設定の根拠を示してほしい。</li> <li>・見積りを徴取した3者はどのような視点で選んだのか。</li> <li>・単純な工事であるにも関わらず、諸経費のうち現場管理費と一般管理費を著しく高く設定している事業者（小規模事業者）に対してヒアリングは行ったのか。</li> <li>・本件工事は低入札価格調査の対象となったが、入札価格が低くなった原因をどのように分析しているのか。</li> <li>・工事後の照明の動作に支障は生じていないか。</li> <li>・今後は、案件に応じた査定率、参考見積りの内容やその評価基準について一層精査していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3者から参考見積りを徴取して比較し、最も安価な見積りに査定率を掛け積算した。</li> <li>・当館の電気工事の施工実績のある事業者のうち規模の比較的大きい2者と小規模事業者1者から徴取した。</li> <li>・ヒアリングは行ったが、諸経費に関しては、事業者により設定の幅が異なるため、適正か否かの判断が難しかった。</li> <li>・比較的工事の難易度が低く、部品も汎用品であったため、仕入れの工夫等により大幅な値引きがなされたと考えられる。</li> <li>・部品の動作不良、故障等は発生していない。</li> </ul>
<b>【関西館本館自動制御設備リモートユニット更新工事（令和4年度）】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件工事が1者応札となった理由は何が考えられるのか。見積りを取った事業者などにヒアリングをしたのか。</li> <li>・工事を分割するなどして工期を短縮することはできなかったのか。</li> <li>・総合評価落札方式で実施しているが、前回第12回の委員会で委員から指摘があった評価基準の配点の見直しは行ったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積りを取ったが入札に参加しなかった複数の事業者にはヒアリングを行ったところ、工事が2年にわたる長期間のため、専任の監理技術者を継続的に配置するのが難しいとのことであった。</li> <li>・本件は空調設備の更新工事のため、空調を使用している夏や冬の工事が難しく、また分割することによって発生する中央監視設備の設定変更のための経費を考えると、一括して更新した方が、メリットが高いと考えた。</li> <li>・総合評価の評価基準については、令和5年度から配点を見直し、施工実績の工事主体による差が大きくなるように改定した。</li> </ul>
<b>【プリンタ（エプソン製）用インクパック等の購入】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品に関する入札で、1者応札となっているが、入札の経緯を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、当初、レーザープリンタとインクジェットプリンタの消耗品を一括して入札したが入札価格が予定価格の範囲内とならず不調となった。そのため、インクジェッ</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ1者応札になったか、考えられる理由はあるか。</li> <li>・インクパック等の事務用品の購入はインターネットでも行えるが、インターネットによる購入の検討は行っているか。</li> <li>・複数の納品場所や廃トナー回収など、従前から行っている契約形態を踏襲するのではなく、附帯して行うことの必要性、発注の時期等を検討の上、契約の内容や手続を決定していただきたい。</li> </ul>	<p>トプリンタの消耗品を切り出して入札にかけたが、こちらでも不調となった。3回目の入札では、納品場所を集約し、廃トナーの回収を無くすなどの仕様変更を行ったことで落札となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前提出書類を提出したが入札を辞退した事業者にヒアリングしたところ、ウクライナ情勢などにより先行きが見通せず、単価を固定して年間納品を行うという入札に参加することが難しくなったとのことであった。</li> <li>・他の事務用品はインターネットによる購入の実績があるが、インクパック等は、定額の落札単価で年間を通して納入する方が、メリットがあるため、インターネットでの購入は行っていない。</li> </ul>
--	--

**【図書館資料（雑誌）のデジタル化 1式】**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件デジタル化は他のデジタル化案件より小規模になっているがなぜか。</li> <li>・大規模なデジタル化案件に比べ、予定価格の単価が高く、契約単価が低い理由として、考えられることは何か。</li> <li>・大規模なデジタル化の応札業者が受注することも想定される状況であるが、競争性は働いていると考えられるか。</li> <li>・応札業者の実態も踏まえて、予定価格の積算の精緻化を行っていただきたい。また、大規模な案件との実施時期等の調整も検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なデジタル化の案件は、補正予算による非常に大きな予算措置により行われる図書のデジタル化である。本件は、当初予算による雑誌のデジタル化であり、規模としては小さい。</li> <li>・大規模な案件では、スケールメリットにより管理費等を抑えられる可能性があるため、予定価格の積算にも反映している。一方、本件は比較的小規模な案件であり、そうしたメリットを想定せずに予定価格を設定したので、大規模案件よりも若干高い設定となっている。契約単価が低くなった理由としては、応札業者が本件と大規模な案件の両方を受注する見込みで、入札価格を決定したからと考えられる。</li> <li>・入札には複数者が参加しているので、競争は働いていると認識している。</li> <li>・補正予算で大規模なデジタル化を実施する場合など、他の案件の状況や調達時期を考慮しつつ、適正な予定価格を立てていきたい。</li> </ul>
--	--

【国立国会図書館サービス基盤情報システム（NDLNET7 及び職員用端末機器等）1 式の導入等作業】

・不落随契となった理由として考えられることは何か。

・導入等作業と賃貸借は分離して調達することはできないか。

・導入等作業と賃貸借の分離発注でのリスクについては、契約条項に基づき解消できるとも考えられる。他機関の事例を調査するなどし、責任分界を自ら評価できるようにしておくべきである。

・本件システムは、導入等作業と賃貸借を一体とした総合評価落札方式による調達を実施しており、導入作業料は予定価格の範囲内だったが、賃借料が予定価格の範囲内に収まらなかった。本件調達を進めていく過程で半導体不足等に起因する一部機器の納入時期の見通しが不透明となり、作業リスクや機器の価格高騰等が生じたことが理由として考えられる。

・導入等作業と賃貸借を分離した場合、何らかのトラブルが発生した場合に責任分界等の調整に時間がかかる可能性がある。本システムは当館の基幹ネットワークを構成しているため、タイムロスが生じるリスクを避けたいと考えている。